平成２６年（フ）第７９６号
名古屋市守山区長栄16番15号　名高ハイツ102号
債務者　中山　博
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０５号
愛知県半田市板山町10丁目47番地
債務者　都筑　健一
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１７号
愛知県小牧市小牧２丁目10番地　小牧キャッスルハイツ503号
債務者　三尾真理子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２４９３号
札幌市清田区北野２条２丁目３番１号
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０号
横浜市瀬谷区本郷４丁目50番地の10
破産者　大協ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
横浜市瀬谷区本郷３丁目15番地３
破産者　大協建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５８７号
名古屋市名東区豊が丘50番地
破産者　株式会社キッズガード
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２６号
名古屋市中区栄４丁目16番８号栄メンバーズオフィスビル405号
破産者　株式会社名古屋フードプランニング
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９７号
愛知県大府市神田町７番地29
破産者　有限会社コンコース
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０号
三重県松阪市丹生寺町547番地
破産者　武田　末男
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３７００号
大阪市北区東天満１丁目６番16号
破産者　株式会社Ｏ．Ｄ．Ｓ．
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２８号
大阪市中央区本町４丁目６番15号
破産者　株式会社ＯＳＣ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２９号
岡山県倉敷市阿知１丁目７番２―801号の２
破産者　株式会社オー・イー・エス
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６号
大阪府富田林市大字甘南備1896番地
破産者　株式会社ＴＳテック
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
大阪府南河内郡河南町山城688番地
破産者　有限会社井上工業
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
最後の住所兵庫県姫路市四郷町東阿保27番地
破産者　亡大畑たみ相続財産
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３号
兵庫県姫路市四郷町本郷407―１
破産者　株式会社Ａ―ＲＹＵ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４号
東京都日野市旭が丘５丁目17番地の10多田事務所３階号室
破産者　株式会社ｓｋｙ　Ｇ　ｌａｂｏｒａｔｏｒｙ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
東京都府中市白糸台６丁目47番地の10モンシャトー曽根201
破産者　恵　実
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１７号
静岡県裾野市葛山865番地の３
破産者　有限会社伸栄興業
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
静岡県裾野市稲荷41番地の11、前住所静岡県裾野市深良2373番地の１
破産者　セリザワ建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係